

日本貿易学会誌  
Journal of Japan Academy for International Trade and Business  
執筆要項

1. 定義

1-1 論文

日本貿易学会が別途、投稿規程で定める2種類の査読付論文（日本貿易学会誌と日本貿易学会リサーチペーパー）のうち、日本貿易学会誌（英文名称 Journal of Japan Academy for International Trade and Business）の執筆要項は、以下の通りこれを定める。

1-2 発行

日本貿易学会が年1度発刊する日本貿易学会誌に掲載する。

（なお、2012年に発刊される日本貿易学会誌は、従来の研究年報JAFTAB第48号を改称し、通番の採用により日本貿易学会誌JAFTAB Journal第49号とする。）

1-3 改廃

本執筆要項の改廃は、学会長の発議により全国理事会および会員総会の承認をもって、決定される。

2. 投稿資格など

2-1 投稿資格

正会員に限られる。ただし、リサーチペーパーとの同時投稿は認められない。

2-2 その他

全国大会等への国内外からの招聘者については、編集委員会の承認をもって、投稿ができるものとする。

3. 執筆要領

3-1 字数

日本語の場合、15,000字以上20,000字以内。英語の場合、5,000語以上7,000語以内。

3-2 用紙

Microsoft Word入力を原則とし、A4用紙（1行全角40字、11ポイント・MS明朝体、1頁25行入力）を使用し、タイトル、図表等も含め、20頁以内にまとめる。詳しくは記載方法を参照。英文原稿の場合には、A4用紙で1行72字、10.5ポイント（Century or Times New Roman）、1頁30行入力とし、タイトル、図表等も含め、20頁以内とする。

### 3-3 提出物

投稿票，プリントアウトした原稿 1 部に加え，上記データを保存した CD ないし USB 媒体を提出し，CD には必ず氏名，原稿名を明記し，また USB 媒体の場合は，氏名，原稿名を記したビニール等の袋に入れ，本体にも氏名を明記すること。

### 3-4 要約

原稿とは別に，論文の邦文要旨（200 字程度）および英文アブストラクト（ダブルスペースで入力し，200 語程度）をタイトルページの後に添付すること。英文原稿の場合は，邦文要旨は省かれる。なお，これらはいずれも字数制限外とする。

### 3-5 英文アブストラクトの校閲

原則として，原稿提出前に **native speaker** の校閲を受けるものとする。

### 3-6 原稿の改定・修正

提出された原稿は，査読後，掲載の可否の最終判定後においては改定・修正は原則として認められない。

### 3-7 提出締切り

原則，各年の 9 月 30 日までに学会編集委員会宛に送付すること。当日消印は有効とする。

## 4. 記載方法

### 4-1 本文の体裁

- (1) 日本語の場合，A4 横書き，見出し文字 14 ポイント，本文 11 ポイントとする。英語の場合，見出し文字 14 ポイント，本文 10.5 ポイントとする。
- (2) 左右 2.5 センチ，上下 3 センチのマージンを設ける。
- (3) Microsoft Word（明朝体）で，1 頁 40 字，25 行とする。
- (4) 見出し
  - 第 1 レベル I，II，III・・・(MS ゴシック 12 ポイント)
  - 第 2 レベル 1，2，3，・・・(MS ゴシック 11 ポイント)
  - 第 3 レベル (1)，(2)，(3)・・・(MS ゴシック 11 ポイント)
  - 第 4 レベル 本文の記載を原則とする。
 文節本文の書き出しは 1 文字のスペースを設ける。

### 4-2 文体と用字

「である」調とし，当用漢字を使用すること。数字は，原則アラビア数字とし，文章となっている場合には漢数字とする。

### 4-3 図表・統計表

原稿に図表等が含まれる場合には，以下に準じる。

- (1) そのまま縮小・拡大して印刷できる形のものを提出する。

- (2) それぞれ, 通し番号をつける.
- (3) 図表等のスペース分の文字原稿を削減し, 総字数が字数制限を超えないように配慮する.
- (4) 図表等は, 執筆者自身により適宜, 本文中に割付を行う.

#### 4-4 ローマ字

日本人の氏名, 地名などのローマ字表記は, ヘボン式の綴とする.

#### 4-5 年号

年号は, 原則として西暦とする.

#### 4-6 数字・記号

これらは, 半角で計算する. なお, 分数の数式は, 一例として  $\frac{2x-y}{x+y}$  とする.

#### 4-7 固有名詞

国名, 地名は, 中国, 韓国などを除き, カタカナ表記を原則とする. 人名は, 一般的慣例に従う.

#### 4-8 文献・引用・注記その他

文献の引用, 注記その他については, 2011年5月発行の『日本貿易学会年報』JAFTABの論文執筆上の注意事項」を参照し, これに従うこと.

- 5. 附則 本執筆要項は, 2011年5月28日より施行する.  
本執筆要項は, 2013年6月1日より施行する. (改訂)  
本執筆要項は, 2018年5月20日より施行する. (改訂)